

高福第605号  
平成29年9月6日

各関係社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 田島 浩（公印省略）

**要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び  
訓練の実施の徹底について（通知）**

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水防法等の改正に伴う避難確保計画の作成及び避難訓練の実施義務化については平成29年7月26日付け高福第448号「水防法等の改正に係る通知について」で通知したところですが、今般、厚生労働省から別添のとおり「要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」の依頼がありました。

該当する施設におかれましては、当該通知を十分に御確認いただき、下記の取組が未実施の場合は、速やかに取り組んでくださるようお願いいたします。

記

1 避難確保計画の作成

国土交通省作成の「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」や「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」等を参考に、各施設において避難確保計画を作成してください。

避難確保計画は、既存の防災計画や非常災害対策計画に必要項目を追加して作成してもかまいません。

また、作成した避難確保計画を市町村の防災担当課に提出してください。

2 避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づいて訓練を実施してください。

3 参考情報

内閣府、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁で共同作成した「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」が以下のホームページアドレスに公開されています。

「内閣府防災情報のページ」

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

また、県ホームページには国土交通省の手引き及びマニュアル等を掲載しています。

「社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

担当	高齢者福祉課
	施設・事業者指導担当 田口・持田
電話	(048) 830-3247
FAX	(048) 830-4781
Email	a3240-07@pref.saitama.lg.jp

子子発 0823 第 1 号  
社援保発 0823 第 1 号  
障企発 0823 第 1 号  
老推発 0823 第 1 号  
老高発 0823 第 3 号  
老振発 0823 第 1 号  
老老発 0823 第 1 号  
平成 29 年 8 月 23 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局振興課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び  
訓練の実施の徹底について（依頼）

今般、平成 28 年 8 月の台風 10 号による被害を踏まえて策定された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が施行され、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（以下「施設」という。）の所有者又は管理者（以下、「管理者等」という。）は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。

これについては、平成 29 年 6 月 19 日付け『「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）』において、都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うようお願いしたところです。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。その際、国土交通省ホームページに掲載されているマニュアル及び手引きを積極的にご活用いただくとともに、緊急時の連絡体制の構築など、施設と積極的に連携し避難計画が実効性のあるものとなるよう施設の避難計画策定等へのご支援をお願いします。

また、施設については、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画をい

い、以下、「非常災害対策計画」という。)の策定が義務付けられています。避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能です。

国土交通省ホームページ

**【水害関係】**

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/sagai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibu02.html>

**【土砂災害関係】**

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)

<要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト>

【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
  - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
  - 「防災」
  - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
  - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省 HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容：
  - 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊
  - 避難確保計画のひな形
  - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ
  - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
  - 「砂防」
  - 「土砂災害防止法が改正されます」

URL：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)

- ・ 掲載内容：
  - 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット
  - 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
(手引き、作成例、チェックリスト)
  - 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル